

質問内容

官製ワーキングプアについて

新型インフルエンザ対策について

ごみ処理広域化計画について

地域福祉支援計画について

天理王寺線について

選挙制度について

中小企業高度化資金について

再質問

官製ワーキングプアの問題

インフルエンザ対策

天理王寺線

選挙制度

中小企業の高度化資金の問題

◆三十一番（**今井光子**）（登壇）議長のお許しをいただきまして、一般質問に入ります。今議会最後の一般質問になります。最後までよろしくお願いをいたします。

国民の願いが政治を動かす新たな歴史が始まりました。日本共産党は建設的野党として、県議会においても引き続き県民の切実な要求実現に頑張る決意を申し上げて、質問に入ります。

官製ワーキングプアについて、知事に質問いたします。

公務労働の職場でワーキングプアが広がっています。県でも行財政改革が行われ、平成十年から平成二十一年の十一年間に七百三十九人の職員定数が減少し、平成二十一年度の病院を除く知事部局の職員定数は四千三百四十二人となっています。また、平成十八年から指定管理者制度が導入され、十六の施設が指定管理者により運営されています。平成十九年に県立医科大学の独立行政法人化が行われました。結果的にはリストラです。人が減って業務が減ったわけではなく、非正規雇用が増大し、業務委託が進み、ワーキングプアが増え、自治体の福祉施策の対象者を増やすことにもなっています。自治体の非正規雇用は四割にもなっており、賃金は三分の一以下、しかも女性が多く、女性の四割以上がワーキングプア状態です。OECDの二〇〇九年の雇用見通しでは、日本の貧困層の八〇%以上をワーキングプアが占め、OECD加盟国の平均六三%を大きく上回っていると深刻さを指摘しています。さらに国連の女性差別撤廃委員会の総括所見では、フルタイム労働者の間で時間当たり三二・二%という非常に大きな男女の賃金格差があること、パートタイム労働者の間ではさらに大きな男女賃金格差があること、有期雇用及びパートタイム労働に女性が大多数を占めていることや、同一労働同一賃金を原則とする条項が労働基準法に定められていない点を改善するようにと勧告をしています。

千葉県野田市議会では九月二十九日、全国初の公契約条例が可決されました。これは、市発注の公共事業や業務委託にかかわる労働者の賃金水準を確保することを定めた条例です。市長の提案理由として、提供されるサービスや財に対する品質の確保が問題となり、さらに低入札価格の結果、業務に従事する労働者や下請業者にしわ寄せがなされ、賃金の低下を招くおそれがありますと述べ、具体的には、予定価格一億円以上の公共工事と、一千万円以上の業務委託契約の双方を対象に、下請や孫請で働く労働者、派遣労働者に対し、市長が定める最低額以上の賃金を払わなくてはならないとしています。さらに下請業者が違反した場合には、受注者が下請業者らと

連帯して支払う義務を明記し、労働者から申告があれば、市が調査し是正命令ができ、違反を是正しない場合には契約を解除して業者名を公表するとしています。

奈良県議会では二〇〇四年六月議会で、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書が、また二〇〇九年三月には、公契約に関する基本法の制定を求める意見書が決議されています。官製ワーキングプアをなくすことは、安定した雇用、税収の増加、消費の拡大など、内需拡大による景気回復につながります。県としても、公契約条例を制定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

新型インフルエンザ対策について質問します。

この秋に大流行が予測されている新型インフルエンザについて、県民の間に不安が広がっています。感染拡大を防ぎ重症化による健康被害を最小限に抑えることは、社会全体からも要請されています。県下でも学級閉鎖や学校閉鎖、保育所、学童保育所の閉鎖が起きており、県民生活へ影響が出ています。特に医療や介護など女性の多い職場では、保育所では見てもらえない、仕事を休むことはできないと、大変です。一律の閉鎖だけではなく、自宅に対応できない子どもたちへの支援も求められています。県下の保育所や学童保育所における対応はどのようになっているのか、こども家庭局長に伺います。

政府は医療従事者、妊婦、基礎疾患をお持ちの方、子どもや高齢者などを優先してワクチン接種を行う方向ですが、その費用は自己負担ということで、二回接種で六千円から八千円のお金がかかり、その負担ができない人は接種できません。今、県下の医療機関の窓口ではワクチンの接種ができるのかの問い合わせが増えていますが、いまだに具体的な指示がないために、対応に苦慮されています。

新型インフルエンザのワクチンの接種は、だれがどこで受けられるのか、また、ワクチンの接種は補助を行い窓口無料で受けやすくするべきだと考えますが、いかがでしょうか。重症化した場合に入院ベッドの確保、人工呼吸器の設置、待合室での院内感染防止の間仕切りの設置など、県内の対策はどのように進んでいるのか、伺います。また、公共交通の車内で、感染予防対策として、うがいや手洗いなどの車内アナウンスを呼びかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。健康安全局長に伺います。

奈良県では、国民健康保険の資格証明書の発行が平成二十一年四月三十日現在一千二百七十七世帯、被保険者証が手元に届かず保険者保管されているのが八千七百十三世帯となっています。橿原市では今般、インフルエンザの流行を考慮して、保管していた短期被保険者証を被保険者に送付いたしました。インフルエンザの拡大や重症化を防ぐためにも、すべての被保険者の手元に保険証が届くようにすべきと考えますが、いかがでしょうか、福祉部長に伺います。

次に、ごみ処理広域化計画について、景観・環境局長に伺います。

県内のごみ処理施設は、平成十八年度末で二十七施設が稼働しております。私の地元北葛城郡では、広陵町では平成十九年にごみ燃料化RDF施設が地元と十五年間の契約でスタートいたしました。次をどうしていくのか、今から検討が必要になっていきます。また、王寺町は香芝市と合同でごみ処理を行っていますが、施設が建設されたのは昭和五十七年、上牧町は昭和四十六年と最も古く、河合町は昭和五十二年建設で、それぞれダイオキシン対策の当時改修は行ってきておりますが、いずれも老朽化が進んでいます。河合町、上牧町は二町合同で処理施設を建設する予定でしたが、財政難などもあり、その方向を断念したと聞いております。御所市でも、ダイオキシンが基準値の五倍の数値を示した問題で、二カ月間操業ストップ状態でした。県内のごみ焼却施設全体を見たとき、昭和四十六年の上牧町が最も古く、昭和五十年代は、河合町、王寺町、香芝市、天理市、斑鳩町の順になっています。人口減少化、分別とリサイクル、ごみ処理技術の発展、地球温暖化対策を加味して、今後のあり方を検討する必要があります。

奈良県は二〇〇八年度までの十年間の計画として、県内を六つのブロックに分け、それぞれに大型施設を建設するというごみ処理広域化計画を策定していましたが、この成果と問題点、今後これにかわる計画について、県はどのように考えているのか、お聞かせください。

地域福祉支援計画について、福祉部長に伺います。

住み慣れた地域で安心して暮らしたいとだれもが願っています。今、地域が崩壊し、奈良県では限界集落が増え続け、人口が減り学校や保育所がなくなり、高齢化が進み、ひとり暮らし、虐待、認知症を抱えた高齢者、格差と貧困の広がりなど、地域の問題が山積しています。地域包括支援センターの人の話では、ヘルパーさんが訪問してもドアがあかないなどの情報があり、中で孤独死をしている人、民生委員さんからの依頼で訪問すると、家じゅうほこりで真っ白な中、ごみの山の中で暮らしているお年寄り、それがこれまでコミュニティがあると思われていた古い町なかの商店街の一角で起こっています。大阪のベッドタウンとしてつくられていったニュータウンは既に三十年以上が経過して、大きな家の中でだれとも交流せず、うつ状態で暮らしている高齢者など、地域に問題が集積しています。

地域福祉計画は、住民が身近な地域で安心して暮らせるように保健・医療・福祉のネットワークを整備、総合化して地域社会の形成を図る総合的な計画です。地域福祉計画は市町村が策定するものですが、義務規定はありません。そして、県は地域福祉支援計画をつくり、市町村を支援することが求められています。ことし六月十九日、香芝市議会では奈良県に対して、奈良県において早急に地域福祉支援計画の策定を行うことを求める意見書を決議しました。地域福祉支援計画については、平成二十年度末現在で全国四十七都道府県で三十七団体が計画の策定を終了、策定予定が一団体、全く策定未定は奈良県を含めて九団体になっています。また、都道府県別各市町村における地域福祉計画の未策定率は、奈良県が一七・九%と全国ワースト五という不名誉な結果です。香芝市は高齢化率が一六・五五%と県下で最も低い自治体ですが、ここでも急激な高齢化に危機を感じています。県内を見れば、川上村の高齢化率四五%を筆頭に、待ったなしの状態です。

県として早急に地域福祉支援計画を策定し、県民が住み慣れた場所で安心して暮らせるように市町村での地域福祉計画の策定を応援すべきと考えますが、いかがでしょうか。

天理王寺線について、土木部長に伺います。

九月二十五日、河合町の役場におきまして、都市計画道路天理王寺線の都市計画決定の変更における地元説明会が開かれました。最後の説明会と言われましたが、長楽の地域を二つを分断するルートについての説明で、賛否さまざまな意見が出されました。また、住民から説明を求められて、調査をして改めて回答するという課題も残されております。このままで終わりということでは問題が大きいのではないかと思います。県としても課題を整理して、再度住民説明会を開くべきと考えますが、いかがでしょうか。

民主党政権のマニフェストの中には、いいことも悪いこともあります。日米F T Aの促進、比例定数の削減、憲法九条改正や消費税増税の志向など財界主導で持ち込まれたものです。

選挙制度について、知事に質問します。

第四十五回衆議院議員総選挙の結果、民主党が三百八議席と衆議院議席の六四%を獲得し、鳩山新政権が誕生しました。民主党はマニフェストの中で、政権交代しやすい選挙制度にする。衆議院の比例定数は八十議席削減するとしています。また、自民党も五十議席削減するとしています。今回の選挙は小選挙区比例代表並立制で、小選挙区三百議席、比例代表区百八十議席のもとで行われました。

今回の選挙結果について、法政大学の五十嵐仁教授は、自身のブログで次のように述べています。すべてが比例代表で議席が決まるとしたら、各党の議席は、自民が百二十八、公明が五十五、民主が二百四、社民が二十、国民新党が八、日本新党が三、共産党三十四、みんなの党二十、諸派無所属が七の割合で議席配分が行われることになります。比例代表区が示している民意は、民主党中心の多党制であり、一党優位政党制でも二大政党制でもありません。小選挙区制は政権交代を実現するための制度だったという意見もありますが、旧与党の自民党、公明党合わせて百八十三議席ですから、与党は過半数を失います。つまり、小選挙区制でなくても、比例代表制であっても政権交代は実現をしていました。ただし、新与党は二百三十二議席で過半数に九議席不足になり、少数政党がキャスティングボートを握ると述べております。

小選挙区制では、議席に結びつかない死票を大量に生み出すために、自分の一票を生かしたいという有権者の心理をとらえて、ますます大政党に有利に働くことになります。今回の選挙でいわゆる死票は、奈良県一区で三

九・三％、二区で五三・五％、三区で四五・三％、四区で五〇・三％、全県では四七・二％、三十八万一千四百二十一票となりました。これ以上の比例定数削減は、ますます民意の切り捨てにつながります。

一九九四年、細川内閣の時代に、小選挙区比例代表並立制は政党助成金制度の導入とあわせて実施されました。政党助成金制度が導入されて十五年がたち、この間、各党が受け取った金額は、自民党が二千二百七十八億円、民主党が千九百九十億円、公明党が三百五十二億円、社民党が三百十五億円になります。共産党は一切受け取っておりません。この制度は、企業・団体献金をなくすかわりなどという口実で設けられたものですが、この約束はほごにされ続け、今や企業・団体献金も政党助成金ものありさまです。民主党の収入の八割、自民党の収入の六割が政党助成金で賄われています。三百二十億円の政党助成金は、国会議員の給与、秘書の給与、交通費を含めて四百四十六人分に相当します。官から民へというのであれば、政党助成金は廃止をして政党運営は自力で行うべきです。

無駄を理由に比例定数を削減することは、民意を切り捨て民主主義の土台を壊すことにつながると考えますが、いかがでしょうか、知事の考えを伺います。

最後に、中小企業高度化資金について、商工労働部長に質問します。

住民がヤマトハイミールと奈良県に対して起こした裁判も、十月八日十時から大阪高裁で結審の予定です。争点は前知事の個人責任を問うかどうかになると思われます。平成元年、平成二年に中小企業高度化資金を二十億円貸し付けたにもかかわらず、前知事の時代には、議会で取り上げるまでほとんど請求もしていませんでした。最終的には破産して、ヤマトハイミール土地と建物、機械が競売にかけられ、連帯保証人からの一部返済が行われましたが、現時点で幾らの返済が行われたのか、また、破産管財人の調査の結果はどのようなものであったか、伺います。

以上、壇上からの質問は終わりますが、答弁によりましては自席から質問させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

◎知事(荒井正吾) (登壇) 三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しまして、二問のご質問がございました。

第一問目は、官製ワーキングプアと名づけられた問題でございます。県が発注する公共事業について、労働者の賃金水準を確保することを定めた公契約条例を制定すべきかどうかについての所見ということだと認識いたしております。

労働者の賃金水準を確保するためには、最低賃金が適正に守られているかどうか重要なことだと考えます。公契約における賃金水準の確保という課題の中で、公契約全体についても触れておられますが、特に関心の大きい公共事業について、まずお答えさせていただきたいと思えます。

公共事業の発注におきましては、競争性の確保とともに品質の確保も求められております。そのため建設労働者の賃金を削減し、下請業者へのしわ寄せを行うダンピング受注がないよう、最低制限価格などを設け、公共工事設計労働単価の七割以上を計上し、また、発注段階では必ず最低賃金を上回ることを確認するなど、一定の賃金水準を確保する仕組みは存在しております。ただ、現状では、建設現場において末端労働者の賃金支払いの実態まで確認する仕組みにはなっておりません。現実に最低賃金が守られているかどうか、不明なことも事実でございます。そのような事情でございますので、今後、公共事業の発注者の立場として、賃金支払いの実態についての抜き打ちも含む調査を実施することを検討したいと考えます。公契約条例の制定につきましては、これまで県議会で、国における公契約に関する基本法の制定について意見書も採択された経緯もありますので、県としては国における法整備等の動向を見きわめつつ、今述べた調査結果も踏まえ、必要に応じた対応を検討していきたいと考えます。

二つ目の質問は、選挙制度についてでございます。

現行の小選挙区比例代表並立制は、平成八年の衆議院議員総選挙から採用されているところでございますが、

小選挙区選挙と比例代表選挙との重複立候補制度を認めたことであるというふうに承知をしております。国政の選挙制度や国会議員の定数のあり方については、さまざまなご意見があることはよく知っております。しかし、私は意見を申し上げる立場になく、あまり勉強もしておりませんが、基本的な考え方としましては、少数意見や異なる意見の存在は民主主義において極めて重要なものであると考えております。

日本では、大政翼賛会のような戦時政治運動で少数意見が抑圧された歴史的な経験がございます。また、私自身が感銘を受けた言葉として、十七世紀のフランスの哲学者ボルテールが言ったとされる言葉がございますが、私はあなたの意見には反対だが、あなたがそれを主張する権利は命がけで守るという言葉がございます。これはいまだに記憶に新しい言葉でございます。そのような考えは持っておりますが、現行の比例定数のあり方について、私は見解を申し上げる立場にはございませんので、所見の表明はご遠慮させていただきたいと存じます。

以上が、私に対する質問でございました。

◎**こども家庭局長（速見安且）**（登壇）三十一番今井議員のご質問で、私には、新型インフルエンザ対策について、県内の保育所や学童保育における対応はどうなっているのかとのお尋ねでございます。

保育所や、いわゆる学童保育と呼ばれております放課後児童クラブは、保護者の仕事と子育ての両立のため大変重要な役割を担っていただいております。このたびの新型インフルエンザ対策におきましては、感染拡大予防の対策が重要な課題であることから、本年八月二十六日、県新型インフルエンザ対策本部において、学校、幼稚園、保育所及び放課後児童クラブの休校等の基準、具体的には一週間以内に三人以上の発症で五日間の閉鎖という内容でございますが、この基準が示されまして、関係団体等に周知が図られたところでございます。

こども家庭局におきましては、これ以前より、各保育所等に対しまして、休所になった場合を想定して、事前に保護者と情報交換を密にすること、休所等を行う際は保護者の実情に応じて適切な対応を行うことなどをお願いしてきたところでございますが、対策本部のこの決定を受けまして、市町村、各保育所その他の各児童福祉施設等に対する説明会を開催いたしまして、感染拡大防止のための休所等の基準の周知を図る一方、保護者の不安を解消するために、休所に備えて保護者への事前の情報提供の徹底、休所した場合、家庭で保育が可能か否かなどの保護者の個々の事情の事前把握の徹底、さらには、休所を行う場合、保護者の就業状況等に応じた小規模での保育の実施などについて、改めて適切な対応を依頼してきたところでございます。今後とも、保護者の不安を解消するため、保護者との密接な情報共有や休所中の小規模保育の実施など、状況に応じた適切な対応について、市町村や保育所等関係施設に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎**健康安全局長（武末文男）**（登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しては、新型インフルエンザ対策のうち、ワクチンの接種や医療提供体制の整備状況、また、公共交通を通じた感染予防対策の周知についてでございます。

新型インフルエンザのワクチン接種の事業は、国が接種の優先順位を設定し、県医師会や市町村の協力を得て、医療機関と委託契約を締結し、ワクチンの接種を行うこととなっております。接種の順位は、現時点でございますが、一番が医療従事者、二番が妊婦及び基礎疾患を有する患者、三番が一歳から就学前の小児、四番が一歳未満の小児の両親、その他として、小・中・高校生及び高齢者となっております。特に十歳未満の小児が重症化するケースが相次いだことを受けまして、小学生の低学年も優先順位に入れる予定と聞いているところでございます。接種ができる医療機関については、国が決定次第、国、県及び市町村が県民の皆さんに周知する予定でございます。接種費用については、二回分の費用を六千円程度に抑えるとともに、生活保護世帯や市町村民税の非課税世帯については、無料化を視野に置いて大幅に負担の軽減を図るというふうに聞いております。現時点では接種は十月中旬からの予定であり、県としては、国及び市町村と連携して円滑な接種を行えるような体制の整備に努めたいと思っております。

次に、医療体制については、今後、入院が必要な重症患者が多数発生することが懸念されます。八月下旬に国が示した発生シナリオの試算に基づき、病床数は最大で約五百床が必要と試算しております。十月中に確保できるよう医療機関と協議を進めているところでございますが、きょう現在で八割の約四百床を確保できたところでございます。人工呼吸器については、最大時約百台が必要と試算し、現有の六十台で不足する分四十台については、十月中に県立病院に十五台を設置し、民間病院には全額補助で四十台を整備いたします。院内感染防止対策についてでございますが、県としては八月十八日付で、時間的、空間的な隔離による感染防止対策を通知し、各医療機関において対策を実施されており、今日までは県内において院内感染は発生していないところでございます。

次に、県としても県民の皆さんに正しい情報を提供する手段として、また、感染の拡大を防止する上でも、公共交通機関における車内放送等の有効性は認識しております。現在、近畿二府四県共同で近畿日本鉄道やJR西日本も加盟している関西鉄道協会に対して協力を行うための準備を進めているところでございます。

私に対する質問は、以上でございます。

◎福祉部長（杉田憲英）（登壇）私に対しては、二問ご質問がございました。

まず一点目、インフルエンザ対策に係る国民健康保険の保険証の取扱いでございます。

国民健康保険におきまして、一定期間、保険料が滞納されている場合には、一カ月から六カ月の有効期限となっている短期被保険者証が交付されます。さらに一年以上の滞納があるときには、災害等の特別の事情があると認められる場合を除き、医療機関の窓口で医療費全額の支払いが必要となり、事後的に償還される資格証明書を交付することとなっております。また、滞納者との納付相談の機会を確保する観点から、短期被保険者証につきましては、通常、市町村の窓口で保管しているところでございます。新型インフルエンザの流行拡大を防ぐことは社会的課題であることから、万一、新型インフルエンザの感染の疑いがあるような緊急の場合には、市町村の窓口に行っていただければ、資格証明書の交付対象世帯であっても、短期被保険者証の交付を受けることができ、また、被保険者証が市町村で保管されている場合にも、被保険者証の交付がされるなど柔軟な対応がされることとなっております。この旨、既に国からも通知があり、県から市町村にも既に周知・指導したところでございます。主な市町村に確認したところ、新型インフルエンザの感染の疑いがあるような方がおられた場合には、さきに述べたように被保険者証の交付など柔軟に行うと回答を得ているところでございます。

続きまして、二点目の質問、地域福祉支援計画についてでございます。

地域福祉計画につきましては、市町村の基本構想に即して、高齢者、障害者などの各福祉分野の個別計画を統合する共通理念や地域住民、民生委員、ボランティア団体等との連携など、地域福祉推進のための総合的な取り組みの方向性を定める計画として、社会福祉法に平成十五年から位置づけられております。本計画は、法律上策定を義務づけられたものではないことから、平成二十年度末における策定状況は、全国で四五・三%、県内では七市町村、策定率に直しますと一七・九%となっております。また、都道府県も市町村と同様に、広域的な観点から市町村を総合的に支援する内容を盛り込んだ地域福祉支援計画を策定することとされており、三十七道府県が策定済みでございます。

本県におきましては、市町村地域福祉計画を策定するに当たっての具体的な着眼的や留意事項、手順を先行して提示することとし、ガイドラインを平成十五年に既に提示したところでありますが、地域福祉支援計画そのものの策定には至っていない現状にあります。少子・高齢社会の進展や地域社会の希薄化に伴う孤立世帯の増加、さらに昨今の経済状況による所得格差の問題など、ますます地域福祉の役割が高まる中、本県の課題に即した福祉行政の全体的な方向性を示していくことが重要であることから、来年度を目途に地域福祉支援計画を策定してまいりたいと考えております。

◎景観・環境局長（宮谷太）（登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、ごみ処理広域化計画につきまして、二〇〇八年度までの十年間の計画として策定したごみ処理広域化計画の成果と問題点、また、これにかわる計画についてのご質問がございました。

平成十一年の奈良県ごみ処理広域化計画は、当時問題となっておりましたダイオキシン類対策が主眼でありまして、あわせてスケールメリットを生かしたごみ処理の効率化を図るため、施設の集約化が求められたことにより策定したものでございます。その後、小規模な施設でもダイオキシン類対策が技術的に可能となりまして、市町村単独、あるいは従来のみとまりでの整備と改修が行われまして、平成十四年度には計画の主目標であるダイオキシン類対策は達成されました。この間、広域化につきましては、市町村合併の動向や市町村それぞれの地域の事情によりまして進展が見られていないのが現状であります。現在県内では二十七の施設が稼働しておりまして、そのうち広域処理が行われているのは六施設という状況でございます。しかし、施設の経年劣化による維持管理費の増大、それから施設整備の緊急性などの課題を市町村が抱えている中、国の施設整備交付金の対象施設に人口五万人以上などの規模の要件が設けられました。そういうことで、市町村単位での整備は困難となっております。県、市町村とも広域化の必要性を再認識しているところでございます。

県としましては、昨年秋より市町村の実態とニーズを把握するため、実務者レベルの意見交換、それと情報の共有を実施しているところでございまして、広域化の可能性が見出せる市町村に対しましては、その調整、助言など、積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎**土木部長（川崎茂信）**（登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えしたいと思います。

私には、都市計画道路天理王寺線の住民説明についてのお尋ねがございました。

県道天理王寺線は、河合町内に幅員が四メートル程度の区間があり、通学など歩行者や自転車利用者が車と交錯し、非常に危険な状態であります。このため県といたしましては、生活幹線道路としての天理王寺線の早期整備が必要と考えているところでございます。

その実現に向けまして、去る九月二十五日に河合町役場におきまして都市計画道路天理王寺線の変更案に関する説明会を開催したところ、約九十名の方が出席され、ルートを選定や環境アセスメント、あるいは整備時期などにつきましてご意見をいただいたところでございます。県では、当該説明会でお示ししました都市計画道路案が最適な計画と考えておりまして、説明会で要請のあったルート選定の根拠などにつきまして、今回都市計画変更する区間の自治会の代表と相談をし、必要に応じて説明会を開くなどの方法で、丁寧に説明をし、当該計画にご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。また、説明会でいただきましたご意見も踏まえまして、計画内容をよりご理解していただくチラシの作成なども行って、河合町全体の住民の方々にも計画の内容や必要性をご理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

◎**商工労働部長（福田将人）**（登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

ヤマトハイミールに貸し付けした中小企業高度化資金の返済状況等についてのご質問でございます。

ヤマトハイミール食品協業組合に対する高度化資金の回収につきましては、組合からの償還金が三百五十二万円、抵当物件である工場の敷地、建物、機械設備の競売による配当が五千五十七万円余り、連帯保証人のうちの一名には個人資産である自宅を売却させて七百二十二万円余りを回収したほか、別の一名には毎月数万円ずつ償還させているところでありまして、現時点での合計返済額は六千四百四十三万七千七百十六円となっているところでございます。

また、昨年七月には、県は組合と、理事長の相続人である妻に対する破産申立てを行ったところであり、破産管財人の報告書によりますと、組合につきましては、不動産、機械設備はすべて抵当物件として競売済みであり、換価すべき財産は見当たらないこと、また、理事長の妻につきましても、金融機関の抵当物件であった不動産の

売却は、財産隠しのような不正な取引などのいわゆる否認権行使の対象には当たらず、換価すべき財産はないとされているところでございます。いずれも県を含めた債権者に対する配当可能な資産はなく、本年八月五日に裁判所により破産手続の廃止決定がなされたところでございます。

以上でございます。

◆三十一番（今井光子） ありがとうございます。幾つかの点で再質問をさせていただきたいと思います。

官製ワーキングプアの問題ですけれども、知事のお話では、公共事業の末端の労働者の抜き打ちの検査などもやって、県として積極的に考えていきたいというご答弁でございました。野田市で通りました条例というのは、恐らく今後全国に広がっていくだろうというふうに思っております。全国に広がっていくのであれば、奈良県はやはりいち早く実際に取り入れていただきたいなというふうに思っておりますけれども、その実態のところなんです、例えば県庁の中にも、日々雇用という形で雇われている方、聞きましたら二百七十人いらっしゃるということです。

一日六千八百六十円で二十二日間働いて十四万四千円という給料ですけれども、ここから保険料、税金が引かれますので、大体十二万数千円というような手取りになっています。これと生活保護とを比較いたしますと、三十代の方で、例えばひとり暮らしで借家に住んでいると想定いたしますと、奈良市の基準では十一万八千六百七十円ですから、単純比較いたしますと日々雇用の方のほうが多いんですけれども、勤労控除とか社会保険税、住民税、所得税、交通費、こうした必要経費を引きますと、一万三千円程度不足になるというような状況になっております。ですから、こうした県庁の足元でもワーキングプアが起きているというふうに私は思います。ましてや、業務委託とか下請とか、末端のところ働く労働者の方には、さらに安い給料で働いているという実態があると思いますので、ぜひそのあたりもつかんでいただきまして、そうしたものを反映していただきたいと思いますが、その調査の点で一点、もう一度知事のお考えを伺いたいというふうに思います。

それから、インフルエンザ対策、いろいろ伺いました。保育所の対策などもいろいろしていただいているということでございますので、ぜひそうしたものを徹底していただきまして、働くお母さんが困らないようお願いをしたいというふうに思います。

それから、公共交通などにも要請していただいているということです。一時、もう皆がマスクをやっているような状況があったんですけれども、今何かマスクをやるのに勇気が要るような、逆にそんなことにもなっております。やはり必要なところでは必要な態勢がとれるような、そういう雰囲気づくりというんですか、そうしたものも対策に必要ではないかというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、いろいろありますけれども、天理王寺線のことで、説明会は開かないというふうにご答弁いただいたというふうに考えたらいいんでしょうか。私としては、あどきに説明会に行かせていただきまして、八時半に終わるというのが、十時回ってもまだいろんなご意見が出ていたという状態の中で、あれで無理やりもう説明会という順番で、していくのが、無理があるんじゃないかというふうに思います。従来の公共事業の場合に、水面下でいろいろなものを決めて、住民の方に知らせるときにはもう反対できないような状態に出されていったような経緯も従来ありましたけれども、私は、これからの公共事業は十分に地元の理解も得て、そして、できたものについては本当にいいものができたと喜んでもらえるような公共事業であるべきだというふうに思います。そのためには、やはり持ち寄った宿題などもありますので、その点でもう一度、その回答も含めて住民説明会を開くべきだと思いますが、もう一度土木部長のご答弁をお願いしたいというふうに思います。

選挙制度、知事のいろいろご意見を聞きましたけれども、直接ご意見を言う立場ではないということでしたが、少数意見が大事だということの認識を伺いましたので、とりあえず答えということ聞いておきたいというふうに思っております。

中小企業の高度化資金の問題でございますけれども、理事長の妻の資産の問題では、問題なかったという報告だということですが、私は、奈良市が平成十九年二月二十八日にこの自宅の差し押さえをしております。また、

奈良県の県税事務所も平成二十年三月十九日に差し押さえをしておりますけれども、なぜ一番たくさんお金を貸しております商工課のほうで自宅の差し押さえしなかったのか、そのあたりのところがちょっと理解ができません。そして、その後の経緯を見ますと、担保があるからしなかったということですが、第三者に売却されているというようなことにもなっております。県はそのことを知っていたのかどうか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

◎知事（荒井正吾） 私に対しましては、ご質問だと思いますが、県庁の日々雇用の賃金の調査とおっしゃいましたが、今の、先ほどの公共事業は不明な実態があるので調査するという、賃金支払いについての、最低賃金をもしか下回っているかもしれないという点は重要な関心事だと、こう申し上げました。ただ、県庁の日々雇用は賃金支払いの実態は、今申されましたように、不明ではないと思いますが、ただ、ご意見の中では、低過ぎるというようなニュアンスがあったかと思いますが、それは生活保護の支払いの水準に比べて低過ぎる、あるいはほかの雇用に比べて低過ぎるというようなご意見かというふうにもお聞きいたしました。調査というよりも、そういうことがあるのかどうか、確認をまずしてみたいと思います。

県庁の日々雇用の水準ということも一つでございますが、県内の雇用の量的な水準、求人倍率、あるいは日々雇用者、不正規雇用が奈良県は大変多いということは承知しておりますので、雇用のマーケットをどのようにするかということは、より大きな量の大きな深刻な課題だというふうには考えております。なかなか雇用のマーケットを改善するには、経済、景気がある程度回復しないと難しい面もございますので、県庁の能力といいますか、財政的な景気刺激能力から考えても、なかなか難しいことがあります。今回の補正予算でも景気刺激の持続ということを目標にしておりますので、その点もよろしくご勘案していただければと、逆陳情みたいになりましたが、お答えの中で入れさせていただきます。

◎土木部長（川崎茂信） 通常でございますけれども、住民説明会の後、自治会から補足説明会の開催がありましたら、それに応じまして丁寧に説明する機会を設けまして、内容を努めております。説明をしております。今回の都市計画道路天理王寺線の変更につきましても、河合町や自治会と相談しまして、同様に丁寧な対応で行っていきたいと思っております。

以上であります。

◎商工労働部長（福田将人） 奈良市等の状況について知っていたのかということでございますけれども、県といたしましては、種々の情報を得ながら進めてまいったということでございます。

◆三十一番（今井光子） ワーキングプアのことですけれども、人事課のほうに、全部の職員さんの例えば平均賃金どれぐらいですかということで尋ねましたところ、正規の方の平均は出しているけれども、それ以外は調べていないというような回答でしたので、ぜひそのあたりのところを調べていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それから、天理王寺線の問題では、丁寧にということでは、説明会を開くのか開かないのか、その点、もう一回はっきり聞きたいと、要望があれば開くというふうに解釈していいのか、その点一点お願いします。

◎土木部長（川崎茂信） 自治会からの要請がありましたら、開いて、説明会をきちっとやりたいと思っております。